契約職員・パートタイマー職員の賃金の水準（別表）

特定非営利活動法人さくらんぼのパートタイマー職員（アルバイトを含む）の基本給は、職務・能力・経験等を勘案して個別の雇用契約書で定め、神奈川県の最低賃金額以上とします（最低賃金法に基づく減額の特例許可を受けた場合を除く）（契約職員・パートタイマー就業規則第 43 条）。2026 年 10 月現在の内容です。

現在の時間給の範囲：最低 1,280 円～最高 1,760 円（最低賃金の減額の特例許可を受けている方を除く）

- 通勤手当：月額 2 万 5 千円を限度に実費を支給します（第 44 条）。
- 処遇改善手当：保育園・学童保育に従事する職員に、個別の契約により支給することがあります（第 45 条）。